

川口市資材の適正な屋外保管に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市資材の適正な屋外保管に関する条例（令和7年条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(資材)

第2条 条例第2条第1号の規則で定めるものは、次に掲げるもののうち、市長が指定するものとする。

- (1) 看板
- (2) 自動車の部品
- (3) 土木用の材料
- (4) 建設機械の付属品
- (5) こん包用の材料

(事前協議)

第3条 条例第6条第1項（条例第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による協議（以下「事前協議」という。）は、条例第9条第1項の許可の申請をする前までに、条例第6条第1項に規定する事業計画（以下「事業計画」という。）に関する次に掲げる事項を記載した様式第1号の協議書を市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 事業予定者（条例第6条第1項に規定する事業予定者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 資材置場の所在地及び区域の面積
- (3) 資材置場の使用目的
- (4) 資材置場において保管する資材の種類
- (5) 資材置場の構造
- (6) 資材置場の設置に係る工事の着手予定日及び完了予定日
- (7) 屋外保管を行う期間
- (8) 資材置場の現場責任者（条例第10条第1項第3号に規定する現場責任者をいう。以下同じ。）の氏名及び連絡先
- (9) 屋外保管の実施に関する事項

2 前項の協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 資材置場の位置図及び付近の見取図
- (2) 資材置場の平面図、立面図及び断面図

- (3) 資材置場内の配置図
 - (4) 資材の運搬に用いる車両の種類及び台数を記載した書類
 - (5) 資材の搬入及び搬出の方法及び経路に関する図面
 - (6) 資材置場の用に供する土地の公図の写し及び登記事項証明書
 - (7) 事業予定者が前号の土地の所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有することを証する書類
 - (8) 第6号の土地の地形及び地質の状況を明らかにする書類
 - (9) 条例第7条第1項（条例第8条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による周辺住民等への周知に関する書類
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 条例第6条第2項（条例第8条第2項において準用する場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による通知は、様式第2号の通知書により行うものとする。
- （住民への周知）
- 第4条 条例第7条第1項の措置は、条例第6条第2項の規定による通知を受けた後、遅滞なく行わなければならない。
- 2 条例第7条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。
- (1) 事前協議に係る屋外保管を行おうとする資材置場の用に供する土地の区域の境界線から100メートルの範囲内の土地の所有者及び占有者並びに当該土地上の建物の所有者及び占有者
 - (2) 前号の資材置場の用に供する土地の属する区域の町会又は自治会の長
- 3 条例第7条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 事業予定者の連絡先
 - (2) 事前協議を行った機関の名称及び事前協議を終了した日
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 4 条例第7条第2項（条例第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、様式第3号の報告書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。
- (1) 条例第7条第1項の規定による周知を行った同項に規定する周辺住民等の一覧
 - (2) 事前協議に係る屋外保管を行おうとする資材置場の用に供する土地の周辺の地図に当該土地の区域の境界線から100メートルの範囲を図示した書類
 - (3) 条例第7条第1項の規定による周辺住民等への周知のために配布し、又は使用した書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(事前協議に係る事項の軽微な変更等)

第5条 条例第8条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 事業予定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）の変更

(2) 資材置場の所在地の変更（地域の名称の変更又は地番の変更に伴うものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民の生活の安全の確保上及び生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないと市長が認める変更

2 条例第8条第3項の規定による同条第1項ただし書に規定する軽微な変更に係る届出は、様式第4号の届出書に当該変更の内容が確認できる書類その他市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 条例第8条第3項の規定による事業計画の取りやめに係る届出は、様式第5号の届出書により行うものとする。

(許可の適用除外)

第6条 条例第9条第1項第2号アの規則で定める資材置場は、次に掲げるものとする。

(1) 店舗、事務所その他これらに類する建築物に附属するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に支障がないものとして市長が認めるもの

2 条例第9条第1項第2号イの規則で定める資材置場は、次に掲げるものとする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項又は第2項に規定する応急仮設建築物の設置のために必要なものとして市長が認めたもの

(2) 前号に掲げるもののほか、公益性又は緊急性が高いと認められる事業の実施に必要なものとして市長が認めるもの

(許可の申請等)

第7条 条例第9条第2項の申請書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 条例第9条第2項第8号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 屋外保管を行う期間

(2) 資材置場の現場責任者の氏名及び連絡先

(3) 条例第17条第6号に規定する資材置場に関する苦情等の相談に応ずる者（以下「苦情等の相談に応ずる者」という。）の氏名及び連絡先

- (4) 前3号に掲げるもののほか、屋外保管の実施に関する事項で市長が必要と認めるもの
- 3 条例第9条第3項第6号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第3条第2項第4号、第6号及び第8号に掲げる書類
 - (2) 申請者が個人の場合にあつては、住民票の写し
 - (3) 申請者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - (4) 申請者が条例第10条第1項第2号アからエまでのいずれにも該当しない旨の誓約書
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 4 条例第9条第4項の規定による許可の更新を受けようとする者は、様式第6号の申請書を市長に提出しなければならない。
- 5 前項の申請書には、条例第9条第3項第1号から第5号までに掲げる書類及び第3項各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、一部の書類の添付を省略することができる。
- (生活環境の保全を目的とする法令)
- 第8条 条例第10条第1項第2号ウの規則で定める法令は、次に掲げるものとする。
- (1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
 - (2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
 - (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
 - (4) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - (5) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
 - (6) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
 - (7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）
 - (8) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
 - (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）
 - (10) 埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）
 - (11) 埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和6年埼玉県条例第34号）
- (許可等の通知)

第9条 市長は、条例第9条第2項の申請書の提出があつた場合において、同条第

1 項の許可をしたときは、当該申請をした者に様式第 7 号の通知書により通知するとともに、様式第 8 号の許可証を交付するものとする。

2 市長は、条例第 9 条第 2 項の申請書の提出があった場合において、同条第 1 項の許可をしないときは、様式第 9 号の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

3 前 2 項の規定は、第 7 条第 4 項の申請書の提出があった場合について準用する。
(工事完了の届出等)

第 10 条 条例第 10 条第 3 項の届出書の様式は、様式第 10 号のとおりとする。

2 市長は、条例第 10 条第 3 項の規定による検査の結果、当該資材置場が条例第 11 条に規定する基準並びに条例第 17 条第 2 号 (アを除く。)、第 3 号 (アを除く。) 及び第 4 号から第 6 号までに掲げる基準に適合していると認めるときは、様式第 11 号の通知書により当該検査に係る届出をした者に通知するものとする。
(資材置場の立地基準及び構造基準)

第 11 条 条例第 11 条第 1 項第 1 号の規則で定める方法は、資材置場の区域が、同号に規定する公道又は同号に規定する公道に通ずる通路 (幅員 4 メートル以上のものに限る。) に 4 メートル以上有効に接するものとする。

(変更の許可の申請等)

第 12 条 条例第 12 条第 1 項の規定による変更の許可を受けようとする者は、様式第 12 号の申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第 9 条第 3 項第 1 号から第 5 号までに掲げる書類及び第 7 条第 3 項第 1 号に掲げる書類のうち変更しようとする事項に係るものを添付しなければならない。

3 第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定は、第 1 項の申請書の提出があった場合について準用する。

(準用)

第 13 条 第 3 条から第 5 条まで及び第 10 条の規定は、前条第 1 項の変更の許可について準用する。

(一部の種類の資材の保管の取りやめの届出)

第 14 条 条例第 12 条第 3 項の規定による一部の種類の資材の保管の取りやめの届出は、様式第 13 号の届出書により行うものとする。

2 前項の届出書には、当該届出に係る資材の保管の取りやめ後の資材置場内の配置図を添付するものとする。

(許可を受けた事項に係る軽微な変更等)

第15条 条例第12条第3項の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 資材置場許可事業者（条例第10条第3項に規定する資材置場許可事業者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）の変更
- (2) 相続その他の一般承継による資材置場許可事業者の変更
- (3) 資材置場の所在地（地域の名称の変更又は地番の変更に伴うものに限る。）
- (4) 条例第17条第2号ウの掲示板の位置の変更
- (5) 資材置場内における資材を保管する位置、資材の保管の方法等の変更であつて、市民の生活の安全の確保上及び生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないと市長が認めるもの
- (6) 資材置場の現場責任者の変更
- (7) 苦情等の相談に応ずる者の変更

2 条例第12条第3項の規定による軽微な変更に係る届出は、様式第14号の届出書に当該変更の内容が確認できる書類その他市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

（廃止の届出）

第16条 条例第12条第4項の規定による届出は、様式第15号の届出書により行うものとする。

（廃止の基準）

第17条 条例第12条第4項及び第16条第3項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 屋外保管がされていないこと。
- (2) 資材置場の構造物が市民の生活の安全の確保上及び生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないと市長が認める状態であること。

（勧告及び命令）

第18条 条例第14条第1項の規定による勧告は、様式第16号の勧告書により行うものとする。

2 条例第14条第2項及び第3項の規定による命令は、様式第17号の命令書により行うものとする。

（許可の取消しの通知）

第19条 市長は、条例第16条第1項又は第2項の規定により許可を取り消したときは、様式第18号の通知書により当該取消しに係る資材置場許可事業者に通知するものとする。

(掲示板の設置)

第20条 条例第17条第2号イの規定により設置すべき掲示板は、同号イに規定するもののほか次に掲げる事項を表示することとし、当該掲示板の様式は、様式第19号のとおりとする。

- (1) 資材置場事業者の氏名又は名称
- (2) 資材置場の所在地及び区域の面積
- (3) 資材置場の使用目的
- (4) 資材置場において保管する資材の種類
- (5) 苦情等の相談に応ずる者の氏名及び連絡先
- (6) 作業を行う日又は曜日及び時間帯
- (7) 条例第9条第1項の許可を受けた資材置場にあつては、当該許可の概要
(屋外保管の高さ)

第21条 条例第17条第3号イの規則で定める高さは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める高さとする。

- (1) 条例第11条第2項第1号の囲い若しくは条例第17条第2号アただし書の囲い（以下この条において「資材置場の周囲の囲い」という。）又は同号ア本文の囲い（以下この条において「保管区画の囲い」という。）に保管する資材の荷重が直接かかる構造である部分（以下この条において「直接負荷部分」という。）がない場合 当該資材置場の周囲の囲い又は保管区画の囲いの内側の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該資材置場の周囲の囲い又は保管区画の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が2以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ又は5メートルのうちいずれか低いもの
- (2) 資材置場の周囲の囲い又は保管区画の囲いに直接負荷部分がある場合 次のア及びイに掲げる部分に応じ、当該ア及びイに定める高さ
 - ア 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが50センチメートルに満たない場合にあつては、その下端）（以下この条において「基準線」という。）から当該資材置場の周囲の囲い又は保管区画の囲いの内側に水平距離2メートル以内の部分 当該2メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の(ア)に規定する高さ（当該資材置場の周囲の囲い又は保管区画の囲いに直接負荷部分でない部分がある場

合にあつては、(ア) 又は(イ) に規定する高さのうちいずれか低いもの) 又は5メートルのうちいずれか低いもの

(ア) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

(イ) 前号に規定する高さ

イ 基準線から当該資材置場の周囲の囲い又は保管区画の囲いの内側に水平距離2メートルを超える部分 当該2メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の(ア) に規定する高さ (当該資材置場の周囲の囲い又は保管区画の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、(ア) 又は(イ) に規定する高さのうちいずれか低いもの) 又は5メートルのうちいずれか低いもの

(ア) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該資材置場の周囲の囲い又は保管区画の囲いの内側に水平距離2メートルの線を通り水平面に対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点 (当該交点が2以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの) までの高さ

(イ) 前号に規定する高さ

2 条例第11条第2項第3号に規定する空気を設けない場合においては、前項第2号中「50センチメートル」とあるのは「1メートル」と、「2メートル」とあるのは「4メートル」と読み替えるものとする。

3 市長は、資材置場の周囲の囲いを設けない場合その他特別の事情により前2項の規定により難いと認めるときは、前2項の規定にかかわらず、条例第17条第3号イの規則で定める高さを別に定めることができる。

(屋外保管に係る飛散防止のための措置)

第22条 条例第17条第3号ウの規則で定める措置は、資材置場から資材又は当該屋外保管に伴い発生する粉じんが飛散しないように散水設備による散水、覆いの設置等必要な措置を講ずることとする。

(火災の発生又は延焼を防止するための措置)

第23条 条例第17条第4号の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。ただし、不燃性の資材を保管する場合にあつては、市民の生活の安全を確保するために市長が相当と認める措置を講ずることをもってこれに代えることができる。

- (1) 資材とその他の物が混合するおそれのないように区分して保管すること。
- (2) 資材の1の保管の単位の面積を200平方メートル以下とすること。
- (3) 隣接する資材の保管の単位の間隔は、2メートル以上とすること (当該保管の単位の間隔に火災の延焼を防止するに足りる仕切りが設けられている場合を除く)

く。)

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置
(苦情等の相談に応ずる者)

第24条 資材置場事業者は、資材置場ごとに、当該資材置場に関する苦情等の相談に対し適切に対応することができる者を選任するものとする。ただし、当該苦情等の相談に応ずる者は、当該資材置場の現場責任者又は他の資材置場の現場責任者若しくは苦情等の相談に応ずる者を兼ねることを妨げない。

(身分証明書の様式)

第25条 条例第19条第2項の身分を示す証明書の様式は、様式第20号のとおりとする。

(適用除外となる屋外保管)

第26条 条例第24条の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第7条第1項の許可に係る事業において行う一般廃棄物の収集及び運搬（一般廃棄物の積替え及び保管に限る。）
- (2) 法第7条第6項の許可に係る事業において行う一般廃棄物の処分
- (3) 法第8条第1項の許可に係る一般廃棄物処理施設において行う一般廃棄物の処理
- (4) 法第14条第1項の許可に係る事業において行う産業廃棄物の収集及び運搬（産業廃棄物の積替え及び保管に限る。）
- (5) 法第14条第6項の許可に係る事業において行う産業廃棄物の処分
- (6) 法第14条の4第1項の許可に係る事業において行う特別管理産業廃棄物の収集及び運搬（特別管理産業廃棄物の積替え及び保管に限る。）
- (7) 法第14条の4第6項の許可に係る事業において行う特別管理産業廃棄物の処分
- (8) 法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行う産業廃棄物の処理
- (9) 埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例第8条第1項の許可に係る事業において行う特定再生資源の保管
(書類の提出部数)

第27条 条例及びこの規則の規定により提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とする。

(その他)

第28条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。
(川口市資材置場の設置等の規制に関する条例施行規則の廃止)
- 2 川口市資材置場の設置等の規制に関する条例施行規則（令和3年規則第90号）は、廃止する。
(既存資材置場の届出等)
- 3 条例附則第6項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 従前の資材置場事業者（条例附則第5項に規定する従前の資材置場事業者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 既存資材置場（条例附則第5項に規定する既存資材置場をいう。以下同じ。）の所在地及び区域の面積
 - (3) 既存資材置場の使用目的
 - (4) 既存資材置場において保管する資材の種類
 - (5) 既存資材置場の構造
 - (6) 屋外保管を行う期間
 - (7) 既存資材置場の現場責任者の氏名及び連絡先
 - (8) 屋外保管の実施に関する事項
- 4 条例附則第6項の規定による届出は、市長が別に定める様式の届出書により行うものとする。
- 5 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 既存資材置場の位置図及び付近の見取図
 - (2) 既存資材置場の平面図、立面図及び断面図
 - (3) 既存資材置場内の配置図
 - (4) 資材の運搬に用いる車両の種類及び台数を記載した書類
 - (5) 資材の搬入及び搬出の方法及び経路に関する図面
 - (6) 既存資材置場の土地の公図の写し及び登記事項証明書
 - (7) 従前の資材置場事業者が前号の土地の所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有することを証する書類
 - (8) 従前の資材置場事業者が個人の場合にあっては、住民票の写し
 - (9) 従前の資材置場事業者が法人の場合にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(10) 従前の資材置場事業者が条例第10条第1項第2号アからエまでのいずれにも該当しない旨の誓約書

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(住民への説明)

6 条例附則第9項の規則で定める事項は、第3条第1項各号（第6号を除く。）及び第4条第3項第1号に掲げる事項とする。